

第7号議案

令和元年8月9日 第1回警備・消防専門委員会審議事項

第77回国民体育大会警備・消防防災基本計画の改正

1 改正の趣旨

「第77回国民大会警備・消防防災基本方針」の改正に伴い、国民体育大会本大会に係る基本計画として策定（平成31年2月15日 第12回常任委員会決定）した「第77回国民体育大会警備・消防防災基本計画」について、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 実施場所

県委員会が実施する警備・消防防災業務の実施場所について、冬季大会開始式・表彰式会場を追加する。

(2) 実施体制

総合開・閉会式会場に加え、冬季大会開始式・表彰式会場においても、現地警備消防防災本部を設置する。

3 改正案

現 行	改正案
第77回国民体育大会警備・消防防災基本計画	<u>いちご一会とちぎ国体警備・消防防災基本計画</u>
2 実施場所 (1) 県委員会 総合開・閉会式会場、主催する第77回国民体育大会（以下「大会」という。）関連イベント会場及びその周辺	2 実施場所 (1) 県委員会 総合開・閉会式会場、 <u>冬季大会開始式・表彰式会場</u> 、主催する第77回国民体育大会（以下「大会」という。）関連イベント会場及びその周辺
別紙2「大会開催期間中における実施細目」	別紙2「大会開催期間中における実施細目」
1 実施体制 県に警備消防防災本部を置き、大規模災害・突発重大事案が発生又は発生のおそれがある場合においては、県は、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を講じるとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。 なお、警備消防防災本部は、総合開・閉会式会場に現地警備消防防災本部を置く。	1 実施体制 県に警備消防防災本部を置き、大規模災害・突発重大事案が発生又は発生のおそれがある場合においては、県は、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を講じるとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。 なお、警備消防防災本部は、総合開・閉会式会場、 <u>冬季大会開始式・表彰式会場</u> に現地警備消防防災本部を置く。

